平成２４年（フ）第５２１号
広島市安佐北区口田１丁目５番17―201号
債務者　奥野　裕幸
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５６７号
広島県安芸郡府中町大須３丁目４番24号201
債務者　宍田　　剛
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６９１号
広島市東区牛田早稲田４丁目７番45―206号
債務者　廣津　洋子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３号
高知県高岡郡四万十町弘瀬414番地39
債務者　國澤　未生
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第８０号
福岡県飯塚市有井334番地10　ＳＫＹ真和ビル３Ｆ316号
債務者　池口　広樹
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１６９号
福岡県久留米市津福本町183番地12
債務者　牛島　晃司
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１７２号
福岡県久留米市津福今町477番地96
債務者　江口　裕二
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第５４号
福岡県八女市黒木町木屋8090番地
債務者　井手千和枝
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第５５号
福岡県八女市豊福123番地１　メゾン菊水15号
債務者　白谷　　太
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第１７７号
大分市大字津守953番地の２、申立時の住所大分市大字津守1238番地の７
債務者　横田　直人
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２１０号
大分県由布市挾間町下市424番地２　サンコーポラスはさま２棟101号
債務者　三浦　善弘
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２１２号
宮崎市大塚町権現昔810番地４　ＳＴＭ―１―401号
債務者　前原　侑美（旧姓尾形）
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２８号
沖縄県浦添市仲西３丁目11番３―102号　神森団地
債務者　林　　義孝
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３３３号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目237番地５スターフィールド104
債務者　下山　　翔
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１６４号
住民票上の住所京都府八幡市男山石城１番地―Ｂ36―107
債務者　日高　智子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２３５号
奈良市あやめ池南６丁目６番48号　富和荘103号
債務者　種本　茂樹
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８９号
盛岡市みたけ３丁目２番26号　加藤アパート４号
債務者　吉田　政彦
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部